



準確定申告で源泉税控除の事例も 顧問税理士は所轄署に個別相談を

# 非居住者によるラップ口座内の株式相続で二重課税のおそれ

ラップ口座の契約者が死亡し、口座内の上場株式等が換価された場合でも、相続財産は換価後の金銭ではなく、相続開始時に口座内に存在した上場株式等となる。したがって、非居住者である相続人がこれを一旦取得し、その後に譲渡したこととなり、譲渡所得は相続人に帰属し、原則として日本では課税されない。一方、被相続人の準確定申告では国外転出時課税の申告が必要となるが、換価時に既に源泉徴収された税額を当然に控除できるとは限らない。その結果、同一の値上がり益について税負担が重複するおそれがある。

本誌の取材によると、準確定申告で源泉徴収税額の控除が認められた事例もある模様。顧問税理士としては、このような二重課税の実態を個別に所轄税務署に申し出て相談する必要があるだろう。



## 契約者死亡後の株式売却で、相続財産の種類や所得の帰属・区分が問題に

個人が上場株式等で資産を運用する方法としては、自ら銘柄を選んで売買する方法のほか、金融機関に投資判断や売買の執行を任せるという方法がある。このうち後者は「投資一任契約」と呼ばれ、当該契約に基づいて資産を管理・運用するために用いる専用の口座は一般に「ラップ口座」と呼ばれる。

このような投資一任契約の契約者が死亡した場合、事前に死因贈与契約（相続が開始した場合に特定の相続人等に口座内の上場株式を贈与する旨の契約）又は信託契約（第一次受益者を契約者、契約者が死亡した場合の第二次受益者を特定の相続人等とする契約）を締結していない限り（各取扱いの一部の金融機関でしか行われていない）、口座内の上場株式等がそのまま相続人に引き渡されることはない。ある金融機関では、ラップ口座の契約者が死亡した旨の連絡を相続人から受けた場合、同口座内の上場株式等を換価（譲渡）

したことによって得た金員（譲渡益に係る源泉徴収税額控除後のもの）を相続人に払い戻すこととしている。

この場合に問題となるのが、相続人が非居住者であるケースだ。というのも、上場株式等が相続により非居住者へ移転すると、被相続人に国外転出時課税が生じ得ることに加え、その後の換価時には源泉徴収が行われ、同一の値上がり益について税負担が重複するおそれがあるからである。

例えば、被相続人甲がラップ口座内の上場株式等（本件株式等）を非居住者である相続人Aに相続させる旨の遺言を残していた場合、①相続財産の種類は何か、②本件株式等の譲渡に係る所得の帰属者は誰か、③その所得区分は何か、④被相続人甲の準確定申告において国外転出時課税の申告（既に徴収されている源泉徴収税額の扱い）をどのように行

うべきかという疑問が生じる。

最新号（8月24日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。